

令和4年安曇野市議会 6月定例会 提案説明書

## 目次

報告第 4 号.....	1
報告第 5 号.....	4
報告第 6 号.....	5
報告第 7 号.....	6
報告第 8 号.....	7
報告第 9 号.....	8
報告第 10 号.....	10
報告第 11 号.....	12
報告第 12 号.....	13
報告第 13 号.....	20
報告第 14 号.....	23
報告第 15 号.....	25
報告第 16 号.....	29
報告第 17 号.....	30
報告第 18 号.....	31
議案第 47 号.....	34
議案第 48 号.....	35
議案第 49 号.....	36
議案第 50 号.....	37
議案第 51 号.....	38
議案第 52 号.....	39
議案第 53 号.....	40
議案第 54 号.....	41
議案第 55 号.....	42
議案第 56 号.....	43
議案第 57 号.....	45
議案第 58 号.....	46
議案第 59 号.....	51

## 報告第4号

令和3年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出 市長名 であります。

この繰越計算書でございますが、

令和3年度安曇野市一般会計補正予算第6号、第8号、専決第2号に定めるところにより、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費の議決があったものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、繰越明許費繰越計算書で説明いたします。

・2款 総務費の市民総務費（458万7千円）は、住民基本台帳法等改正に伴う住民基本台帳システムの改修について、国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難となったため明許繰越しをするものです。

続きまして

・3款 民生費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業（1億7,369万1千円）は、国のコロナ対策事業として住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付するものであります。本事業は国庫補助金を財源とし全国の自治体統一で実施しており、国の方針で次年度に継続して事業実施することとなったため明許繰越しをするものです。

続きまして

・6款 農林水産業費の担い手・集落支援事業（4,180万3千円）は、国の補正予算により、経営体育成支援事業補助金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・6款 農林水産業費の農業用排水路工事・農道舗装工事（団体営）（3,600万5千円）は、広域排水路監視システムの更新事業になります。県の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・ 7款 商工費プレミアム商品券事業（3,379 万円）は、更なる消費喚起を図るため商品券利用期間を令和4年度に延長し、国の予算も繰り越されたことにより明許繰越しをするものです。

続きますして

・ 7款 飲食店等応援給付金事業（第6波事業者支援金給付）（2億 1,177 万 2 千円）は、事業期間を令和4年度に延長し、国県の予算も繰り越されたことにより明許繰越しをするものです。

続きますして

・ 7款 宿泊施設応援給付金等事業（安曇野あんしん旅キャンペーン）（3,600 万円）は、事業期間を令和4年度に延長し、県の予算も繰り越されたことにより明許繰越しをするものです。

続きますして

・ 7款 燕岳テント場トイレ整備事業（6,684 万 2 千円）は、悪天候等により工期の遅れが生じたこと等の理由で県の予算も繰り越されたことにより、明許繰越しをするものです。

続きますして

・ 8款 土木費の市道新設改良事業（交付金）（4,862 万 6 千円）は、社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きますして

・ 8款 土木費の道路橋梁修繕事業（交付金）（1億 60 万円）は、国の補正予算等により、社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きますして

・ 8款 土木費の河川管理事務（6,088 万 8 千円）は、可搬ポンプ及び排水ポンプ車等の整備事業であります。部品供給の不安定な状況により年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きますして

・ 8款 土木費の都市再生整備計画事業（明科駅前周辺）（2億 3,036 万 8 千円）は、明科駅前周辺整備事業において、既存建物の取り壊しや撤去に日数を要するなど、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・8款 土木費の公園施設長寿命化事業（3,200万円）は、国の補正予算により、社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・10款 教育費の豊科南小学校施設改修事業（2,918万9千円）及び豊科北小学校施設改修事業（816万1千円）及び堀金中学校施設改修事業（4,351万円）は、国の補正予算等により、学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・10款 堀金総合体育館大規模改修工事（8億7,457万3千円）は、国の補正予算である「社会体育施設整備事業」を受けて実施する事業であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

続きまして

・11款 災害復旧費の耕地災害復旧事業（3億866万1千円）は、令和3年8月豪雨災害により被災し、国の災害認定を受けた豊科光頭首工と重光堰頭首工の復旧工事であります。当該箇所は、令和2年7月豪雨で被災し工事中の箇所に隣接しており、年度内での施工が困難であるため、明許繰越しをするものです。

続きまして

・11款 災害復旧費の林道災害復旧事業（7,321万6千円）は、令和3年8月豪雨災害により被災した林道の復旧工事であります。国の予算が繰り越されたこと等、年度内での事業完了が困難であり、明許繰越しをするものです。

以上、合計19事業 24億1,428万2千円を明許繰越しするものであります。

## 報告第5号

### 令和3年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

続きまして、報告第5号 令和3年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

本日提出 市長名 であります。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、翌年度へ繰り越した金額、いわゆる事故繰越しを地方自治法施行令第146条の第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を議会へ報告するものです。

内容につきまして、事故繰越し繰越計算書で説明いたします。

・6款 農林水産業費の【明許】担い手・集落支援事業（1,637万8千円）は、農家の収穫機等農機具の購入に伴う補助事業であります。部品不足により年度内の農機具納入が困難となったため、事故繰越しするものです。

・8款 土木費の市道新設改良事業（合併特例債）（6,870万2千円）は、補償対象工作物の移転が遅延してしまい、年度内での事業完了が困難となったため、事故繰越しするものです。

・10款 教育費の穂高幼稚園園庭駐車場整備事業（553万2千円）は、官民境界沿いに設置する擁壁・フェンス工事において隣接する住民との同意に不測の日数を要してしまったことで年度内事業完了が困難となったため、事故繰越しするものです。

・11款 災害復旧費の【明許】耕地災害復旧費（2億4,332万円）は、令和2年7月豪雨で被災した、豊科光犀川堰堤の復旧工事であります。当該箇所は、令和3年8月豪雨により再度被害が発生してしまったことから工事内容の見直しを行う必要が生じ、年度内での事業完了が困難となったため、事故繰越しするものです。

合計4事業、3億3,393万2千円を事故繰越しするものであります。

以上であります。

## 報告第6号

### 令和3年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

### 令和3年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額であります。

#### 1 款 資本的支出 1 項 建設改良費 国道19号配水管布設工事

翌年度繰越額8,470万円につきましては、既設給配水管の埋設位置が不明であり、調査に不測の日数を要したため、工期延長となりました。

なお、本件につきましては、5月13日に工事を完了しております。

以上でございます。

## 報告第7号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

本日提出、市長名でございます。

別紙をお願いいたします。

### 専決処分書

安曇野市豊科高家5243番地24先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日付けです。

#### 1. 和解の相手方

市内在住者であります。

#### 2. 事故の概要

令和4年1月19日、安曇野市豊科高家(たきべ)の市道を公用車が走行中、隣接する民地より後退してきた相手車両と衝突したことによる自動車事故です。

#### 3. 和解の内容

本件事故の原因は、相手運転者の不注意であります。安曇野市運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を20%とし、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として5,975円を支払うものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何ら債権責任がないことを相互に確認しましたのでご報告するものです。

以上でございます。



## 報告第8号

「債権の放棄について（生活保護費等返還金等に係る債権）」について、ご報告いたします。

安曇野市債権管理条例第6条第1項第5号の規定により、生活保護費返還金等に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告するものでございます。

本日提出、市長名でございます。

内容についてご説明いたします。次ページの別記様式をご覧ください。

- 1 放棄した債権の名称 生活保護法第63条返還金が2件、生活保護過誤払金が1件、合計3件で94万1,874円でございます。
- 2 債権を放棄した日、令和4年3月24日であります。
- 3 債権を放棄した事由についてご説明いたします。

債務者は1名、市内在住者でございます。

これらの債権につきましては、支払督促・仮執行宣言申し立てを経て債務名義を取得し、財産調査を行いました。強制執行ができる財産がなかったこと、また、無資力に近い状態であることを確認したため、これ以上債権回収の見込みが立たないことから、債権を放棄したものでございます。

以上でございます。

## 報告第9号

債権放棄の報告について（水道料金及び農業集落排水施設使用料に係る債権）

安曇野市債権管理条例第6条第1項の規定により、水道料金及び農業集落排水施設使用料に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

次のページ、別記様式（1）をお願いいたします。

- 1 放棄した債権の名称、 水道料金
- 2 債権を放棄した日、 令和4年3月4日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等について、説明致します。

安曇野市債権管理条例の 第6条第1項第1号に該当する債権は、債務者が転出し債権金額が取立に要する費用に満たないもの、また法人が事業を停止し再開の見込みがないもの等、徴収が著しく困難又は不相当と認めたものとし、徴収停止とした債権で、計11件、6万2,224円であります。

条例第6条第1項第3号に該当する債権は、裁判所から免責決定を受けたもので、計6件、2万3,554円であります。

条例第6条第1項第4号に該当する債権は、所在不明者・滞納者が死亡し相続人が不存在の者等徴収の見込みのないもので、計77件 184万2,538円であります。

合計で、94件、192万8,316円の債権放棄でございます。

- 4 時効の根拠及び時効期間は、改正前の民法第173条第1号の短期消滅時効に基づき、2年でございます。

この、時効に関しましては、民法の改正により令和2年4月1日から消滅時効が2年から5年となりましたが、経過措置により、施行日前に水道開栓申込されている場合は、従前の例によるとし、旧法が適用され、本報告案件のすべての債権は消滅時効が2年となります。

続きまして次のページ、別記様式（2）をお願いいたします。

- 1 放棄した債権の名称、 農業集落排水施設使用料
- 2 債権を放棄した日、 令和4年3月4日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等について、説明致します。

条例第6条第1項第4号に該当する債権は、所在不明により徴収の見込みのないもので、計6件 2万7,823円であります。

- 4 時効の根拠及び時効期間は、地方自治法第236条第1項に基づき消滅時効は5年でございます。

以上でございます。

## 報告第 10 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本日提出、市長名でございます。

別紙 専決処分書をお願いいたします。

令和 4 年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律を含む関連法令が、令和 4 年 3 月 31 日に公布され、その一部の施行が 4 月 1 日とされたため、安曇野市税条例につきましても一部改正を令和 4 年 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものでございます。

それでは、安曇野市税条例等の一部を改正する条例の主な改正内容でございます。

まず「個人住民税」関係です。

第 33 条及び第 34 条の 9 の改正ですが、現行では、上場株式等の配当所得等について、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択をすることができますが、今回の法改正により個人住民税の課税方式を所得税と一致させることになるため、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件に係る規定を所得税に合わせる改正でございます。

次に、個人住民税における合計所得金額に係る整備として、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正となりますが、給与所得者の扶養親族申告書等に、退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を記載するための規定、公的年金受給者の扶養親族申告書等にあっては、退職手当等を有する一定の配偶者及び 16 歳超の扶養親族を有する者を対象とする規定と記載事項に配偶者の氏名を記載するための規定を追加する改正でございます。

次に、附則第 7 条の 3 の 2 の改正になりますが、住宅ローン控除の見直しにより適用期限を 4 年延長し、令和 7 年末までに居住の用に供した者に適用するための改正でございます。なお、令和 4 年分以後の所得税において住宅ローン控除の適用者が所得税額から控除しきれなかった額を、課税総所得金額等の 5 %、最高 9 万 7 千 5 百円の範囲において個人住民税から控除するものとなり、これによる減収額については全額国費での補填となります。

続きまして、「固定資産税」関係です。

固定資産台帳の閲覧又は証明書の交付に係る整備として、第 73 条の 2 及び第 73 条の 3 の改正になりますが、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記所から市への登記情報に係る通知事項に DV 被害者等の住所に代わる事項が追加されることに伴い、固定資産台帳の閲覧又は証明書の交付の際に DV 被害者等の登記簿上の住所ではなく、当該住所に代わる事項を記載する規定を設ける改正でございます。

次に特例措置の見直しとして、附則第 10 条の 3 の改正になりますが、法改正にあわせた字句の改正をしております。なお、条例においては字句の改正のみですが、法改正により省エネ改修工事を行った対象住宅の期間を「平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅」から、「平成 26 年 4 月 1 日以前に建築された住宅」へ拡充し、工事費用要件を現行の 50 万円超から 60 万円超へ引き上げ、特例期間を 2 年間延長する法改正が行われています。

次に、土地に係る固定資産税等の負担調整措置として、附則第 12 条の改正になりますが、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の 5% から 2.5% に半減させる改正でございます。

以上が、条例改正の主な内容でございます。

## 報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出、市長名でございます。

別紙 専決処分書をお願いいたします。

令和 4 年度税制改正により、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和 4 年 3 月 31 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行されることとされたため、同日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容は、国保税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げるものでございます。

では、改正条項の内容についてご説明いたします。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改め、同様に第 19 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改めるものであります。  
その他、字句の修正を行うものであります。

附則第 1 項で施行期日を規定しております。

施行日は令和 4 年 4 月 1 日です。

附則第 2 項では経過措置として改正後の規程を令和 4 年度からの適用とするものでございます。

以上が、条例改正の内容です。

## 報告第 12 号

令和 3 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 2 号）

報告第 12 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日 市長名 であります。

○一般会計補正予算（専決第 2 号）は、交付金や国県補助金など歳入各科目について、決算を踏まえての増減補正、歳出面では令和 3 年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容でございます。

また、繰越明許費及び地方債の追加、変更の補正を行いました。

それでは、別紙をお願いします。

令和 3 年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 491 億 8,200 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

款及び主な項の金額や、主な増減要素につきましては、後ほど 2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

繰越明許費につきましては、後ほど、6ページの第2表でご説明いたします。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

地方債につきましては、後ほど、7ページの第3表でご説明いたします。

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきまして、その主な内容を「第1表 歳入歳出予算補正」でご説明いたします。

(事項別明細書は予算説明書の14ページからであります。)

それではまず、歳入からであります。

2款 地方譲与税は、3,064万1千円の増額であります。

主な項目は、2項 自動車重量譲与税で、交付実績により1,605万6千円の増額であります。

3款 利子割交付金 1項 利子割交付金は、交付実績により151万2千円の増額であります。

4款 配当割交付金 1項 配当割交付金は、交付実績により2,095万1千円の増額であります。

5款 株式等譲渡所得割交付金 1項 株式等譲渡所得割交付金は、交付実績により1,984万4千円の増額であります。

(事項別明細書は、予算説明書の16ページからであります。)

6款 法人事業税交付金 1項 法人事業税交付金は、交付実績により8,249万4千円の増額であります。

7款 地方消費税交付金 1項 地方消費税交付金は、交付実績により2億7,847万円の増額であります。

8款 ゴルフ場利用税交付金 1項 ゴルフ場利用税交付金は、交付実績により484



万1千円の増額であります。

9款 環境性能割交付金 1項 環境性能割交付金は、交付実績により70万9千円の増額であります。

10款 地方特例交付金 2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、99万8千円の減額であります。  
特別交付金の確定に伴うものであります。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからであります。)

11款 地方交付税 1項 地方交付税は、1億1,611万6千円の増額であります。  
特別交付税の確定に伴うものであります。

12款 交通安全対策特別交付金 1項 交通安全対策特別交付金は、交付実績により125万4千円の増額であります。

13款 分担金及び負担金は、1,374万5千円の減額であります。  
主な項目は、2項 負担金で1,554万1千円の減額であります。  
保育児童保育料(△1,997万9千円)の減額など、実績によるものであります。

(事項別明細書は予算説明書の20ページからであります。)

14款 使用料及び手数料は、1,074万6千円の減額であります。  
主な項目は、2項 手数料で583万4千円の減額であります。  
戸籍住民基本台帳手数料(△282万6千円)の減額など、実績によるものであります。

(事項別明細書は予算説明書の22ページからであります。)

15款 国庫支出金 は、965万7千円の減額であります。  
主な項目は、2項 国庫補助金で、897万6千円の減額であります。  
増額分として、新型コロナウイルス感染症対策として交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(2億3,761万2千円)を追加計上する一方、減額分として、事業費の確定に伴う「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業補助金」(△1億1,866万2千円)の減額など、事業実績による減額が主なものであります。

(続きまして第1表は3ページ、事項別明細書は予算説明書の26ページからであります。)

16款 県支出金は、8,871万6千円の減額であります。  
主な項目は、1項 県負担金で、5,346万4千円の減額であります。

「子どものための教育保育給付費負担金」(△2,642万3千円)の減額など、事業実績によるものであります。

(事項別明細書は予算説明書30ページからであります。)

3項 県委託金で、3,636万3千円の減額であります。

「国政選挙の選挙費委託金」(△3,202万2千円)の減額など、事業実績によるものであります。

17款 財産収入 1項 財産運用収入は、154万8千円の増額であります。  
繰替運用の利子分として財政調整基金利子の増額が主なものであります。

18款 寄付金 1項 寄附金は、1億8,786万7千円の減額であります。  
ふるさと寄附金額(△1億9,388万6千円 補正後8億1,320万3千円)の確定による減額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の32ページからとなります。)

19款 繰入金は、1,818万6千円の減額であります。

主な項目は、2項 基金繰入金で、1,788万5千円の減額であります。

繰入の取止めなどにより、地域振興基金繰入金(△720万円)や、ふるさと寄附基金繰入金(△566万9千円)の減額が主なものであります。

21款 諸収入は、2,896万5千円の減額であります。

主な項目は、5項 雑入で、2,806万5千円の減額となります。

主なものとして、「埋蔵文化財発掘調査委託料」(2,749万8千円)が、試掘調査によって、本発掘の必要がなくなったことによる減額になります。

(事項別明細書は予算説明書の38ページからとなります。)

22款 市債 1項 市債は、1億3,550万円の減額であります。

主なものとして、堀金総合体育館大規模改修工事における起債事業を学校教育施設等整備事業債から「旧合併特例債事業債」へ変更した他、児童館建設事業等の各種事業費の確定による減額であります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、4ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は予算説明書の40ページからであります。

主なものに関りご説明いたします。

1 款 議会費 1 項 議会費は、補正額 1,058 万円の減額であります。  
新型コロナウイルス感染拡大による研修や視察の中止など、事業費確定による減額  
あります。

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなります。)

2 款 総務費は、13 億 2,882 万 1 千円の増額であります。  
主な項目は、1 項 総務管理費で、14 億 5,217 万 2 千円の増額であります。

(事項別明細書は予算説明書の 46 ページからとなりますが、)  
減債基金など「基金積立金」(17 億 7,155 万 4 千円)の増額が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 58 ページからとなります。)

3 款 民生費は、6 億 9,891 万 3 千円の減額であります。  
主な項目は、1 項 社会福祉費で、3 億 2,495 万円の減額であります。  
障がい福祉サービス費等の確定による「障がい者支援事業」(9,309 万 1 千円)の減額  
が主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 66 ページからとなります。)

2 項 児童福祉費で、3 億 2,682 万 8 千円の減額であります。  
特別給付金支給額の確定などによる「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業」(△  
1 億 2,730 万円)の減額など、主なものであります。

(事項別明細書は予算説明書の 74 ページからとなります。)

4 款 衛生費は、9,286 万 1 千円の減額であります。  
主な項目は、1 項 保健衛生費で、8,008 万 1 千円の減額であります。  
(事項別明細書は予算説明書の 76 ページからとなりますが、)  
予防接種業務委託費の確定などによる「予防接種事業」(△3,900 万円)の  
減額が主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の 86 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、4,196 万 2 千円の減額であります。  
主な項目は、1 項 農業費で、3,474 万 3 千円の減額であります。  
(事項別明細書は予算説明書の 88 ページとなりますが、)  
経営体育成支援事業による事業費の確定などによる「担い手支援事業」(1,061 万 5  
千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の 92 ページからとなります。)

7 款 商工費 1 項 商工費は、1 億 60 万 7 千円の減額となります。  
(事項別明細は予算説明書の 94 ページからとなります。)

観光関連事業者応援給付金給付事業費等の確定などによる「新型コロナウイルス感染症対策宿泊施設関連支援事業」(6,564万8千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の96ページからとなります。)

8款 土木費は、1億1,564万9千円の減額であります。

主な項目は、2項 道路橋梁費で、6,679万9千円の減額であります。

道路改良における工事請負費の確定などによる「社会資本整備総合交付金事業」(△6,556万1千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の104ページからとなります。)

9款 消防費 1項 消防費は、461万5千円の減額であります。

自主防災組織防災活動支援補助金等、事業費の確定などによる「災害対策費」(△411万5千円)の減額が主なものであります。

(事項別明細は予算説明書の106ページからとなります。)

10款 教育費は、1億1,448万7千円の減額であります。

主な項目は、5項 社会教育費で、5,033万7千円の減額であります。

(事項別明細は予算説明書の116ページからとなります。)

事業費の確定などによる「埋蔵文化財発掘調査事業」(3,205万3千円)の減額が主なものであります。

(第1表は5ページ、事項別明細は予算説明書の124ページからとなります。)

12款 公債費 1項 公債費は、8,514万7千円の減額であります。

長期借入金償還元金・利子は、借入れ額確定により不用額を減額するものであります。以上が歳出の概要であります。

続きまして、職員給与関係の補正内容についてご説明します。

予算書126ページをご覧ください。

始めに、特別職については、その他の特別職における報酬額の確定により、445万1千円の減額であります。

続いて一般職ですが、報酬、給与、職員手当、共済費の確定による減額補正であり、補正額は、報酬が4,367万1千円の減額、給与が1,110万8千円の減額、職員手当が4,781万7千円の減額、共済費が385万9千円の減額で、合計では、1億645万5

千円の減額であります。

続きまして、ページをお戻りいただきまして、6ページの「第2表 繰越明許費補正」をご覧ください。

2件の追加であります。

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」については、事業期間が令和4年9月30日まで延長されたことにより、国の予算が繰り越されたことによる繰越しであります。

また、「担い手・集落支援事業」については、国の令和3年度12月補正予算で示された「担い手確保・経営強化支援事業」に取り組む経営体が導入するトラクター、コンバイン、パイプハウス等への補助金が3月に計画承認され、年度内での事業完了が困難となったことによる繰越しであります。

続いて変更であります。

既にお認めいただいている「飲食店等応援給付金等事業（第6波事業者支援金給付）」は、国支援事業と協調した事業であり、国県予算も繰り越されたことから、事業期間を令和4年度まで延長し、業務内容変更による繰越額を増額する、1件を補正するものであります。

続きまして、7ページの「第3表 地方債補正」をご覧ください。

先ず追加であります。

「小学校施設改修事業・中学校施設改修事業」など、起債事業の確定による「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（教育債）」1件の追加補正であります。

続いて変更であります。

地方債の借入れ限度額について、変更を行うものであります。

主として、各事業費の確定などによる限度額の減額変更であり、旧合併特例事業債で3件、施設整備事業債、公共事業等債、学校教育施設等整備事業債、災害復旧事業債で各1件、合わせて7件の変更補正であります。

つづいて、129ページをご覧ください。

以上により、補正後の当該年度中の起債見込額は38億5,439万6千円となります。

以上が、令和3年度一般会計補正予算（専決第2号）の概要であります。

## 報告第 13 号

令和 3 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 13 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日 市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、主に国民健康保険税の収入実績、国及び県の交付決定及び繰入金額の確定に基づく補正としました。また、歳出につきましては、支払い実績によります保険給付費の確定並びに不用額の整理を基本としております。

別紙 1 ページをお願いいたします。

令和 3 年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 5,978 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96 億 6,187 万 7 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は 10 ページからであります。

1 款 国民健康保険税 1 項 国民健康保険税は、補正額 899 万 7 千円の増額であります。

収入実績による補正であります。

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金は、補正額 95 万 4 千円の増額であります。  
補助金の交付決定による補正であります。

4款 県支出金 補正額は 7,796 万 8 千円の減額であります。

- 1項 県補助金は、7,796 万 7 千円の減額となります。  
交付額の決定によるものであります。
- 2項 財政安定化基金交付金は、1 千円の減額であります。  
収入実績なしによるものでございます。

つづきまして、(事項別明細書は 12 ページから)

6款 繰入金 補正額は 8,590 万 6 千円の減額であります。

- 1項 他会計繰入金は、1,790 万 6 千円の減額でございます。  
それぞれ対象となる科目の実績に対して、一般会計から繰入れるものです。  
主な内訳は、出産育児一時金繰入金が 141 万円の減、精神給付金繰入金が 131 万 1 千円の減、事務費繰入金が 1,408 万 4 千円の減、後期高齢者健診繰入金が 110 万 1 千円の減であります。
- 2項 基金繰入金は、6,800 万円の減額でございます。  
歳入歳出の予算調整によるものでございます。

8款 諸収入 補正額は 586 万 6 千円の減額で、収納見込または実績による減額であります。主なものは、

- 3項 貸付金元利収入は、200 万円の減額で、実績に基づく減額であります。

つづきまして、(事項別明細書は 14 ページから)

- 4項 受託事業収入は、後期高齢者健診に対して交付される受託料でございますが、374 万 5 千円の減額であります。
- 6項 雑入は、11 万 8 千円の減で、主な内訳は、交通事故の際の治療に被保険者証を使用した、第三者納付金の収入実績に基づく減額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書 3 ページ、事項別明細書は 16 ページからとなります。

1款 総務費 補正額 382 万 1 千円の減額であります。

主な項目は

- 1 項 総務管理費 246 万 3 千円の減額、
  - 2 項 賦課徴収費 130 万 2 千円の減額 などがございます。
- いずれの項目も、支出額の確定による減額でございます。

つづきまして、(事項別明細書は 18 ページから)

2 款 保険給付費 補正額 9,085 万 8 千円の減額であります。

主な項目は

- 1 項 療養諸費は、7,372 万 9 千円の減額、
  - 2 項 高額療養費は、1,299 万 8 千円の減額、
  - 4 項 出産育児諸費は、211 万 8 千円の減額 などがございます。
- いずれの項目も、支出額の確定による減額でございます。

つづきまして、(事項別明細書は 24 ページから)

3 款 国民健康保険事業費納付金

こちらは 1 項及び 3 項で財源変更であります。

つづきまして、(事項別明細書は 26 ページから)

4 款 保健事業費 補正額 2,559 万 1 千円の減額であります。

- 1 項 保健事業費は、447 万 8 千円の減、主に高額療養費貸付金などの減額でございます。
- 2 項 特定健康診査等事業費は、2,111 万 3 千円の減、主に特定健診実施、人間ドック等助成の委託料などの減額でございます。

つづきまして、(事項別明細書は 28 ページから)

7 款 諸支出金 補正額は、45 万 7 千円の減額で、実績による減額でございます。

8 款 予備費 補正額は、3,906 万 2 千円の減額で、歳入歳出の調整でございます。

以上が、令和 3 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算(専決第 1 号)の概要であります。



報告第 14 号

令和 3 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 14 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本日提出 市長名 であります。

**【専決処分書】**

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日 市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入・歳出ともに、不用額の整理をしたものでございます。

別紙 1 ページをお願いします。

令和 3 年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 76 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9,930 万 9 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は 10 ページからであります。

3 款 繰入金 補正額 44 万 6 千円の減額で、事務費繰入金の減額でございます。

5款 諸収入 補正額 32 万円の減額で、広域連合からの納入実績に基づく減額でございます。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書 3 ページ、事項別明細書は 12 ページからとなります。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金 補正額 1,300 万円の減額で、広域連合へ納入する納付額の確定に伴うものであります。

4款 予備費 補正額 1,223 万 4 千円の増額で、歳入歳出の予算調整でございます。

以上が、令和 3 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第 1 号)の概要であります

## 報告第 15 号

令和 3 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 15 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本日提出 市長名 であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日、市長名であります。

内容についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国・県等の交付決定等に基づく補正としました。また、歳出につきましては、実績によります不用額の整理を中心に補正をしてございます。

別紙 1 ページをお願いします。

令和 3 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 3,846 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98 億 2,589 万 6 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から、主なものについて説明をいたします。事項別明細書は 10 ページからであります。

1 款 保険料 1 項 介護保険料は補正額 1,442 万円 3 千円の増額であります。

収納見込みによる補正であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は補正額 2 千円の減額であります。

収納見込みによる補正であります。

3款 国庫支出金 補正額は440万2千円の減額であります。

1項 国庫負担金は、6,300万7千円の減額となります。

交付額の決定によるものであります。

2項 国庫補助金は、5,860万5千円の増額であります。

交付額の決定等によるものでありまして、調整交付金、介護保険災害等臨時特例補助金等を増額するものです。

つづきまして、(事項別明細書は12ページから)

4款 支払基金交付金 1項 支払基金交付金は補正額1億3,132万5千円の減額であります。

これは2号被保険者分の支払基金からの交付金であり、交付額決定によるものであります。

5款 県支出金 補正額は3,038万2千円の減額であります。

1項 県負担金は3,088万8千円の減額となります。

介護給付費負担金の交付決定によるものであります。

2項 県補助金は50万6千円の増額となります。

交付額決定により、地域支援事業交付金を増額するものであります。

6款 サービス収入 1項 介護予防給付費収入は補正額72万9千円の増額となります。介護予防サービス計画費収入の実績によるものあります。

8款 繰入金 補正額は1億8,770万8千円の減額であります。

1項 一般会計繰入金は8,394万2千円の減額となります。

介護給付費及び事務費・地域支援事業費等の実績によるもので、主なものは、介護給付費の減額に伴う繰入金の減額でございます。

(14ページとなります)

2項 基金繰入金は1億376万6千円の減額で、介護給付費が当初見込みを下回ったため、基金繰り入れが不要となったことによる減額でございます。

10款 諸収入 補正額は20万1千円、実績による増額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

議案書3ページ、事項別明細書は16ページからとなります。

1款 総務費 補正額 1,156万1千円の減額であります。主な項目は

- 1項 総務管理費は217万8千円の減額、通信運搬費等の減額であります。
- 2項 徴収費は17万8千円の減額、研修参加負担金等の減額であります。

(18 ページとなります)

- 3項 介護認定審査会費は920万5千円の減額、認定調査員の報酬や主治医意見書手数料等の実績によるものであります。

2款 保険給付費 補正額 5億2,127万5千円の減額であります。

主な項目は

- 1項 介護サービス等諸費は4億8,737万9千円の減額、主に給付費の実績により減額をしたものであります。

(20 ページとなります)

- 2項 その他諸費は2万2千円の減額、
  - 3項 高額介護サービス等費は153万6千円の減額、
  - 4項 特定入所者介護サービス等費は2,891万7千円の減額
- (22 ページとなります)

- 5項 高額医療合算介護サービス等費は342万1千円の減額  
共に実績に基づく減額となります。

3款 地域支援事業 補正額 2,625万4千円の減額であります。

- 1項 介護予防事業は745万5千円の減額、主に介護予防教室の委託料等の減額です。

(24 ページとなります)

- 2項 包括的支援事業・任意事業費は553万4千円の減額、主に地域包括支援センター業務に係る経費等の、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費が83万7千円の減額、(24 ページから 28 ページにかけてとなります) 介護用品購入助成等の任意事業費が、369万円の減額、認知症総合支援事業費等の地域包括ケア推進事業が100万7千円の減額です。

(28 ページとなります)

- 3項 介護予防・日常生活支援総合事業は1,251万8千円の減額。通所介護相当サービス、通所型サービスC等の減額で、実績によるものであります。

(30 ページとなります)

- 4項 その他諸費は74万7千円の減額。総合事業の高額介護予防サービス費相当事業等の実績によるものであります。

4款 介護サービス事業費 1項 介護予防支援事業費の補正額は121万2千円の減額であります。実績により介護予防支援業務委託料を減額するものです。

6款 公債費 1項 公債費の補正額は10万円の減額、介護サービス等の支払いについて、一時借入を行わなかったことにより、実績に基づく減額であります。

(32 ページとなります)

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金の補正額は1万7千円の減額、第1号被保険者保険料還付金の実績に基づく減額であります。

8款 予備費 1項 予備費の補正額は2億2,195万3千円の増額であります。国、県や支払基金から概算交付されている負担金や交付金等に係る返還金、介護保険料の増加分等を考慮しまして、翌年度精算に向けて増額をするものです。

以上が令和3年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算(専決第1号)の概要であります。

## 報告第 16 号

令和 3 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）

### 報告第 16 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本日提出、市長名であります。

#### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日 市長名であります。

今回の補正予算につきましては、令和 3 年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容であります。

次ページ別紙をお願いします。

令和 3 年度 安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1 4 万 1 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 3, 6 7 7 万 5 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは 2 ページをお願いします。事項別明細書は 7 ページからであります。

まず、歳入でございますが、歳出の減額により 2 款 1 項 他会計繰入金を 1 1 4 万 1 千円減額するものです。

続きまして 歳出 3 ページ 事項別明細書は 8 ページになります。

1 款 1 項 産業団地事業費は、産業団地建設事業費の内、委託料等の不用額 114 万 1 千円を減額するものあります。

説明は以上であります。

## 報告第 17 号

### 令和 3 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）

#### 報告第 17 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本日提出、市長名であります。

#### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日 市長名であります。

今回の補正予算につきましては、令和 3 年度の計画事業が完了したことによる、予算不用額の減額が主な内容であります。

次ページ別紙をお願いします。

令和 3 年度 安曇野市の有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1 2 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 1 5 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、2 ページをお願いします。事項別明細書は、7 ページになります。

まず、歳入でございますが、歳出の減額により 1 款、1 項、他会計繰入金を 1 1 2 万 5 千円減額するものです。

次に 歳出 3 ページ 事項別明細書は 8 ページです。

1 款、1 項、施設事業費は、有明荘施設管理費の内、施設修繕費・工事請負費等の不用額を 1 1 2 万 5 千円減額するものであります。

説明は以上であります。



## 報告第 18 号

令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）

報告第 18 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

本日提出 市長名 であります。

### 【専決処分書】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 10 日 市長名 であります。

一般会計補正予算（専決第 1 号）は、新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急対応として、速やかに実施が必要である事業に対し、予算計上するものであります。

それでは、別紙をお願いします。

令和 4 年度 安曇野市の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,300 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 425 億 5,700 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款及び主な項の金額や、主な増減要素につきまして、2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。

また、事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。

#### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

債務負担行為につきましては、後ほど、4ページの第2表でご説明いたします。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

地方債につきましては、後ほど、5ページの第3表でご説明いたします。

それではまず、歳入からであります。

15款 国庫支出金 2項 国庫補助金は、1億9,989万7千円の増額であります。

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分による「新型コロナウイルスワクチン感染症対応地方創生臨時交付金」(9,577万7千円)や、低所得の「ひとり親世帯」に給付する生活支援特別給付金に対する補助金として「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)国庫補助金」(5,364万7千円)、「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(その他世帯分)国庫補助金」(5,047万3千円)の計上であります。

19款 繰入金 2項 基金繰入金は、619万7千円の減額であります。

財源の調整として、全額「財政調整基金」からの繰り入れとなります。

22款 市債 1項 市債は、3億670万円の減額であります。

「旧合併特例事業債」及び「施設整備事業債」の対象事業費減額に伴う減額であります。

以上が歳入の概要であります。

つづきまして、3ページをお願いします。歳出であります。

事項別明細書は予算説明書の14ページからであります。

3款 民生費 2項 児童福祉費は、1億1,300万円の減額であります。

「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」(1億9,989万7千円)の計上と、「公立認定こども園整備費」(△3億1,289万7千円)の減額であります。

三郷西部認定こども園建設工事の全体工期の見直しによる事業費の減額となります。

以上が歳出の概要であります。

続きまして、職員給与関係の補正内容についてご説明します。

事項別明細書は予算説明書の16ページ、一般職(1)総括をご覧ください。

「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業」における人件費分として、報酬が112万円の増額、職員手当が201万6千円の増額、合わせて313万6千円の増額であります。

それでは、4ページの第2表をご覧ください。

債務負担行為補正であります。

追加が1件であります。

「三郷西部認定こども園建設工事（建設・外構工事外）」における園舎建設工事の工期が、複数年度にわたることから、債務負担行為を追加するものであります。

つづきまして、5ページの第3表をご覧ください。地方債補正であります。

「旧合併特例事業債（民生債）」、「施設整備事業債（民生債）」など、合せて2件の変更を補正するものであります。

三郷西部認定こども園の建設工事の工期見直しによる事業費の減額によるもので、市債の補正額は3億670万円の減額となります。

つづいて、18ページをご覧ください。

以上により、補正後の当該年度中起債見込額は35億1,130万円となります。

以上が、令和4年度一般会計補正予算（専決第1号）の概要であります。

## 議案第 47 号

「安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」 について、ご説明いたします。

本改正は、昨年 8 月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、 常勤の特別職の職員 及び 議会の議員の期末手当の支給割合を 改め 年間の支給割合を 0.1 月分減額し、また、令和 3 年度の期末手当の引下げに相当する額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額するための改正であります。

議案書をお願いします。

第 4 条は、 令和 4 年 6 月に支給する常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を、100 分の 167.5 から、100 分の 162.5 へ改めるものでございます。一般職給与条例の適用を基礎としておりますので、その読み替え規定を改めるものでございます。

第 7 条は、 令和 4 年 6 月に支給する議会の議員の期末手当の支給割合を、100 分の 167.5 から、100 分の 162.5 へ改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行します。

第 2 項につきましては、令和 3 年度の引下げに相当する額を令和 4 年 6 月期の期末手当から減額すると特例措置を規定するものでございます。

本日 提出 市長名であります。

## 議案第 48 号

「安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正は、先ほどの 議案第 47 号と同様、人事院勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合を、0.15 月分減額し、また、令和 3 年度の期末手当の引下げに相当する額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額するための改正でございます。

議案書をお願いします。

第 32 条第 1 項は、令和 4 年 6 月に支給する、職員の期末手当の支給割合を改正するもので、一般職員の支給割合は、100 分の 127.5 を 100 分の 120 に、特定幹部職員は、100 分の 107.5 を 100 分の 100 に改めるものであります。

第 2 項は、同じく再任用職員の期末手当の支給割合を改正するもので、一般職員の支給割合の読み替え規定を改め、100 分の 72.5 を 100 分の 67.5 に、改正するものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行します。

第 2 項につきましては、令和 3 年度の引下げに相当する額を令和 4 年 6 月期の期末手当から減額すると特例措置を規定するものでございます。

本日 提出 市長名であります。

## 議案第 49 号

「安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」 について、ご説明いたします。

本条例において、会計年度任用職員の期末手当の支給割合については一般職の支給割合を準用する規定としているため、条文本体の改正はございませんが、附則において、令和 3 年度の期末手当の引下げに関する減額調整の特例措置は会計年度任用職員には適用しない、という規定を設けるものでございます。

議案書をお願いします。

附則でございます。

第 1 項の見出しに「(施行期日)」を付し、

第 2 項につきましては、一般職の給与条例附則第 2 項の規定は適用しないという規定を加えるものでございます。

本日 提出 市長名であります。

## 議案第 50 号

「安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、令和 3 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少が見込まれる被保険者等に対して、介護保険料の減免の特例を設けるものでございます。

改正の内容でございます。

附則に第 9 項を加え、条例第 11 条第 1 項第 5 号に係る減免申請のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による、令和 5 年 3 月 31 日までに納期限が到来する、令和 4 年度の介護保険料の減免について、規則で定める方法により減免の特例を行うものです。なお、申請期限は令和 5 年 3 月 31 日までとします。

附則 この条例は公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。

## 議案第 51 号

「安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本改正案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる被保険者に対しての減免の特例を、令和3年度に引き続き令和4年度においても行うものでございます。

改正の内容でございます。

附則に第24項を加え、条例第21条第1項第3号の減免に係る申請であり、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴うもので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が到来する、令和3年度末に資格取得したこと等により賦課された令和3年度相当分及び令和4年度分の国民健康保険税について、規則で定める方法により減免の特例を行うものです。なお、申請期限は、令和5年3月31日までとします。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。



## 議案第 52 号

「安曇野市三郷小倉多目的研修集会施設条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

変更の理由及び内容を申し上げます。

今回の改正につきましては、公の施設の使用料見直しとして、三郷小倉多目的研修集会施設の多目的ホールの使用料について、同種の利用形態である、市内体育館・スポーツ施設に倣い、料金の改正を行うものであります。

また、多目的ホールの照明の料金については、別途負担いただいておりますが、施設の使用料金に含むものとすることから、今回削除いたします。

附則でございます。

本条例は、令和 4 年 7 月 1 日からの施行であります。これに合わせ、経過措置を定め、利用者へ周知を図るものとし、改定後の料金適用は、令和 4 年 10 月 1 日以降といたします。

本日提出、市長名であります。

## 議案第 53 号

「安曇野市南小倉林業研修集会施設条例を廃止する条例」について、ご説明いたします。

安曇野市 南小倉林業研修集会施設 条例（平成 17 年 安曇野市 条例 195 号）は廃止する。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

本日提出、市長名であります。

廃止の理由を申し上げます。

当条例の廃止は、公共施設再配置計画に伴う地区集会施設の譲与を前提とし、公の施設を普通財産とするものです。

当条例の南小倉林業研修センターは、林業構造改善事業により設置した市の施設ですが、実質的には南小倉区の集会施設であるため、区に移管するべく協議してまいりました。

当施設の整備費に関し、区で一定の負担を行っていることから、移管については無償での譲与を予定しております。

当条例の廃止が議決された後、移管に向けた準備を詰め、9 月議会において市有財産処分の議案提出を予定していますが、この財産処分の議決を受けて、初めて移管が実現しますので、当条例の廃止の効力が発生する期日となる施行日は、令和 4 年 10 月 1 日としています。

説明は以上です。

## 議案第 54 号

「安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

各体育施設の維持管理費用の一部を利用者が負担するという受益者負担の原則に基づき、この公平性を確保する観点から使用料体系を見直し改正するものです。また、令和 4 年 9 月 1 日以降の豊科南社会体育館の利用廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容でございますが、

第 1 条 別表第 2 の各体育施設の使用料については、同一使用目的の施設ごとに合算した経費（人件費、光熱水費等）を同じく施設ごとに合算した使用料収入で除し、現状の負担割合を求め、その値と体育施設の基準となる受益者負担割合の 75%を比較して決定しました。

受益者負担割合が 75%の±10%の範囲に収まっている体育館、テニスコート、柔道場・剣道場については、現状維持とし、端数調整しております。

また、受益者負担割合が下限（65%）を下回ったグラウンドや運動場、会議室については、使用料を引き上げておりますが、急激な負担増を避けるため、現状の使用料の 1.5 倍の範囲内で調整しました。

第 2 条 別表第 1 及び別表第 2 については、豊科南社会体育館の項をそれぞれ削除しております。

附則として、この条例中第 1 条の規定は、令和 4 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 9 月 1 日から施行。

また、第 1 条の規定による改正後の安曇野市体育館条例の別表の規定は、令和 4 年 10 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例によることとしております。

本日提出、市長名でございます。

## 議案第 55 号

「室山アグリパーク条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

三郷小倉地籍の室山アグリパークにある有料体育施設について、施設を利用する人と、しない人の負担のあり方について、公平性の確保の観点から、施設の維持管理費用の一部を利用者が負担する受益者負担を原則とした使用料の見直しを行うものです。

改正内容としましては、室山アグリパークにあるテニスコートの使用料です。

具体的には、別表、2のテニスコート使用料について改めます。1のパターゴルフ場使用料は据え置きます。

テニスコートの使用料の算出方法についてですが、市の管理する全てのテニスコートの平均収入額を平均経費で割り返し、現状の負担割合を算出し、市の基準とする負担割合の75パーセントを満たすテニスコートについては現状維持とし、現状をベースに利用者から分かりやすい料金に見直しました。

また、附則として施行期日を令和4年7月1日としておりますが、経過措置として令和4年10月1日以後の利用について適用するものとしています。

本日提出 市長名 でございます。

## 議案第 56 号

「安曇野市都市公園条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

市内の有料都市公園施設のうち、体育施設 4 施設と体験学習施設 1 施設について、施設を利用する人と、しない人の負担のあり方について、公平性の確保の観点から、施設の維持管理費用の一部を利用者が負担する受益者負担を原則とした使用料の見直しを行うものです。

また、都市公園条例で規定する内容について、より適切な内容とするため条文の一部を改めるものです。

なお、条文の変更箇所は、条文の言い回しや、表現の変更に関するものとなりますので、主な部分のみ説明させていただきます。

第 5 条第 1 項第 1 号（行為の制限）については、都市公園の許可行為にある「物品販売」を「物品の販売」に改めます。

同条第 3 項については、都市公園で「許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書」を、「許可を受けた事項を変更しようとするときは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書」に改めます。

第 8 条（利用の禁止又は制限）については、「その利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。」を、「区域を定めて都市公園の利用を禁止し、若しくは制限することができる。」に改めます。

第 25 条第 1 号（罰則）については、規定中「同条」第 1 項とあるのを、「第 5 条第 1 項」に改め、同条第 2 号、3 号においては「(前条において)」とあるのを、「(第 17 条において)」に改めます。

別表第 5 の料金表については、有料の都市公園施設のうち、体育施設と体験学習施設の使用料の算出方法として、各施設の平均収入額を平均経費で割り返

し、現状の負担割合を算出しました。基準とする負担割合ですが体育施設は 75 パーセント、体験学習施設は 50 パーセントを満たす施設については現状維持としました。

また、受益者負担割合が基準を下回るグラウンドや運動場については、料金を見直し、激変緩和措置の対策を踏まえ現状の料金の 1.5 倍の範囲で調整し使用料を算出しております。

また、附則として、施行期日を令和 4 年 7 月 1 日としておりますが、経過措置として令和 4 年 10 月 1 日以後の利用について適用するものとしています。

本日提出 市長名 でございます。

## 議案第 57 号

「安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

変更の理由及び内容を申し上げます。

今回の改正につきましては、施設を利用する人と、しない人の負担のあり方について、公平性の確保の視点から、市の減免基準に沿い、学校施設の使用料について見直すもので、同種の利用形態である、市内体育館・スポーツ施設に倣い、料金の改正を行うものであります。

施設経費の 75 パーセントを利用者負担とすること基準としますが、体育館、講堂に使用料については、現状の負担割合のプラスマイナス 10 パーセント以内のため現状維持とし、校庭の使用料については激変緩和措置の対策を踏まえ現状の料金の 1.5 倍で調整し算出しております。

ただし、照明の料金については、別途負担いただいておりますが、施設の使用料金に含むものとすることから、今回削除いたします。

附則でございます。

本条例は、令和 4 年 7 月 1 日からの施行であります。改定後の料金適用は、令和 4 年 10 月 1 日以降とし、同日前の使用については、従前の例によります。

本日提出、市長名であります。

## 議案第 58 号

令和 4 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 1 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、本年度執行後間もないことから、急な対応により、6 月に補正予算が必要な事業、また、新型コロナウイルス感染拡大への対応について、お願いするものです。

議案書により説明します。

（提出議案の説明）

令和 4 年度安曇野市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 1 億 1,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 426 億 7,200 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

〔 款・項別の金額や主な増減要素については、（後ほど）2 ページからの第 1 表に沿ってご説明いたします。 〕

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

〔 今回の補正では、債務負担行為の追加をするものでありますが、後ほど 4 ページの第 2 表でご説明いたします。 〕

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

〔 今回の補正では、地方債の変更をするものでありますが、後ほど 5 ページの第 3 表でご説明いたします。 〕



本日提出 市長名であります。

[説明事項]

それでは、2ページをお願いします。予算額の増減につきましてその主な内容を第1表「歳入歳出予算補正」でご説明いたします。(事項別明細書は予算説明書の12ページからとなります。)

それではまず歳入からであります。

15款 国庫支出金 は、3,128万4千円の増額であります。

主な項目としては、

1項 国庫負担金で、999万8千円の増額であります。

「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」の増額であります。

2項 国庫補助金で、2,128万6千円の増額であります。

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金補助金」(1,096万5千円)の計上など、主なものであります。

19款 繰入金 は、6,201万6千円の増額であります。

2項 基金繰入金で、財源調整のため「財政調整基金繰入金」6,201万6千円の増額であります。

22款 市債 は、2,170万円の増額であります。

「消防団詰所統廃合事業」において2,170万円の増額であります。

以上が歳入の概要であります。

続きまして、3ページをお願いします。歳出であります。  
主なものに限り説明します。

(事項別明細書は予算説明書の14ページからとなります。)

2款 総務費 は、1項 総務管理費で、1,005万8千円の増額であります。

主なものとしては、  
平和都市宣言10周年記念事業の実施費用として「一般管理費」(145万円)の増額や、ご当地ナンバー導入に向けた準備費用等で、「企画総務費」(168万6千円)の増額、移住大使を活用した移住セミナーの開催費用として「移住定住推進事業」(185万円)の増額、などであります。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

3款 民生費 は、1項 社会福祉費で、1,096万5千円の増額であります。

全額「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業」にかかる費用の増額になります。

(事項別明細書は予算説明書の20ページからとなります。)

4款 衛生費 は、1項 保健衛生費で、1,319万8千円の増額であります。

主なものとしては、  
3回目接種について、12～17歳が接種対象者となったことによる接種費用のため、「ワクチン予防接種事業」(999万8千円)の増額、空家の利活用を図るために新たな補助メニューを追加するため「空家等対策事業」(320万円)の増額、などになります。

(事項別明細書は予算説明書の22ページからとなります。)

6款 農林水産業費 は、1項 農業費で、719万2千円の増額であります。

主なものとしては、  
地元農産物等PR事業として、オール安曇野産農産物を食材とした和食コースメニューの開発及びお披露目会を行う費用として「農業総務費」(57万3千円)を増額、採れたての市農産物を特急あずさで運搬し、新宿駅での販売キャンペーンを行う「あずさマルシェ」実施のため「消費拡大対策事業」(157万円)を増額、農家民宿に予約されている生徒と受入農家のPCR検査費用として「農村都市交流促進事業」(344万4千円)の増額などになります。

(事項別明細書は予算説明書の 24 ページからとなります。)

7 款 商工費 は、1 項 商工費で、4,871 万円の増額であります。

主なものとしては、

観光振興ビジョンの実効性を担保するためのアクションプラン策定等を実施するため「受入体制整備事業」(1,057 万 2 千円)の増額、

GW明けの観光需要落ち込みを緩和するために宿泊割引クーポンの追加発行を実施するため「安曇野ブランド情報発信事業」(3,352 万円)の増額などになります。

(事項別明細書は予算説明書の 26 ページからとなります。)

9 款 消防費 は、1 項 消防費で、2,276 万円の増額であります。

建築資材高騰等により 10 分団消防詰所の建築費用を見直したことによる、「消防施設維持整備事業」にかかる費用の増額になります。

(事項別明細書は予算説明書の 28 ページからとなります。)

10 款 教育費は、211 万 7 千円の増額であります。

主なものとしては、

5 項 社会教育費の穂高交流学习センターの施設修繕のため「交流学习センター等管理費」(58 万 8 千円)になります。

6 項 保健体育費は、マウンテンバイクコースに設置する、レンタル用バイク (10 台)の購入等で「社会体育施設管理費」(116 万 3 千円)の増額です。

以上が歳出の概要であります。

それでは、議案の4ページの第2表をご覧ください。

債務負担行為補正であります。

追加が2件であります。

企業助成に係る補助金交付に関するものとして、「生産設備取得事業」「地域経済牽引企業工場用地取得事業」2件であります。

つづきまして、5ページの第3表をご覧ください。地方債補正であります。

変更が1件あります。

先ほど歳出補正でもふれましたが、建築資材高騰等により10分団消防詰所の建築費用を見直したことによる旧合併特例事業債（消防債）（2,170万）の増額になります。

つづいて、30ページをご覧ください。

以上により、補正後の当該年度中起債見込額は35億3,300万円となります。

以上が、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第 59 号

「市道の認定について」、ご説明いたします。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧くださいと思います。

今回の認定路線は 1 路線でございます。

路線の位置につきましては、2 ページの認定路線位置図をご覧くださいと思います。

2 ページの整理番号 1 の豊科 1737 号線は、事業施設の開発行為に伴い新たに築造された道路であり、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。